

月次支援金(国)

月次支援金とは、2021年4月以降に実施される「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に給付される支援金です。

◎飲食店の休業・時短営業に伴う影響

◆「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」を実施する都道府県に所在する飲食店と直接・間接の取引があり、取引している飲食店の休業・時短営業の影響により、2021年の月間売上げが、2019年または2020年の同月比で50%以上減少していること。

◎外出自粛等の影響

◆「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」を実施する都道府県に所在する個人顧客と直接的な取引があることによる影響があり、2021年の月間売上げが、2019年または2020年の同月比で50%以上減少していること。

★支給対象外

地方公共団体の対象月における「休業・時短営業要請に伴う協力金」の支給対象となっている事業者の方は、月次支援金の給付対象外です。

【給付額】

給付額 = 2019年または2020年の基準月の売上
- 2021年の対象月の売上

※ 対象月 「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

※ 基準月 2019年又は2020年における対象月と同じ月

【申請期間】

4月分、5月分 ⇒ 2021年6月16日から8月15日
6月分 ⇒ 2021年7月1日～8月31日

提出書類・申請方法につきましては、月次支援金又は商工会のホームページをご覧ください。

福島市 事業継続力支援事業

福島市では、災害や事故などによる損害を最小限にとどめ、早急な復旧を行うための計画である「事業継続計画」(BCP)の策定に向けた費用の一部を補助しています。

【補助率】 1/2

【補助額】 上限10万円

【対象経費】

報償費：アドバイザーに対する謝金
旅費：アドバイザー及び外部研修会への参加に係る交通費及び宿泊費
印刷製本費：BCP等の策定に係る印刷製本代
委託費：コンサルタント会社への委託費
使用料：研修会場等で利用する会議室使用料
機材使用料及び賃借料
負担金：外部研修会への参加費

【お問い合わせ】

福島市商工観光部 産業雇用政策課
TEL 515-7746

中少企業退職金共済

人も、会社も、もっと元気に！

中退共 小企業退職金共済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共

検索

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211